山梨県公報

第三百十八号

令和四年

九月二十二日

木 曜

日 | 覧に供する。 | 防(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月十三日まで一般の縦

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

道 一 般 国	種 道 類 の
号 三百五十八	路 線 名
八番三三二地先まで円府市右左口町字日陰山四六八甲府市右左口町字日陰山四六八甲府市右左口町字日陰山四六八	区間
1110.0	(メートル)
月二十二日	期日開始の

4

公

立 ○ ○ ○ 九 九 九 九 九 九 九 九 九

告

示

目

次

 ○政治団体の名称等の届出
 3

 ○公聴会の実施
 3

 ○公聴会の実施
 3

 ○公共測量の実施
 3

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解──12~1.を有する者の一定数 ○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権.....五○二

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……五○三職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解……五○二

○不在者投票を行うことができる施設の指定……………………………………五○三

告 示

山梨県告示第二百十六号

年九月十四日初狩土地改良区の定款の一部変更を認可した。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四

令和四年九月二十二日

梨県知事 長 崎 幸太郎

山

山梨県告示第二百十七号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県告示第二百十八号

田支所に備え置いて縦覧に供する。定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域について次のとおり指土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道志村	市 町 村 名
竹之本 - 2	戒区域の名称
の崩壊地	の発生 類 類 象 を 変 り り り り り り り り り り り り り り り り り り
おり(図面	土砂災害特 の表示及び に作用する と想定され と想定され に作用する
普	事 解 項 除
示第八十七号平成二十三年山梨県告	指定告示

Щ

梨県

公

Щ 省略

山梨県告示第二百十九号

うに改正し、令和五年四月一日から適用する。 収納代理金融機関の指定 (昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号) の一部を次のよ

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

表中三井住友信託銀行株式会社の項を削る。

公 告

公共測量の実施

を受けたので、 第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)

測量の地域 南都留郡道志村地内外

測量の期間 令和四年九月十五日から令和五年二月二十八日まで

 \equiv

公聴会の実施

聴会を開催する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 次のとおり公

令和四年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 開催期日 令和四年十月二十日(木)午後七時
- 開催場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館
- \equiv 聴こうとする案件 甲府都市計画道路(大手二丁目浅原橋線)の変更について
- 五四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

意見書の提出期限 令和四年十月六日

> 七 建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北

その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条

令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会 委 員 長 小 宮

山

博

山梨県公報 第三百十八号 ・

第三百十八号 令和四年九月二十二日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分	政治	東研	清水	看哲会		
日才彧等政治追盟日季芝喜	日文基美女台重見口思乞羽	村居且行行拐笠(豊耳仝)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	上 圭印会	参画 学 日季 予音		区第二支部	自由民主党山梨県参議院選挙	自日月三字プチョラ音	自自民臣党大手打友祁	目日子学者等「一字音	自由民庄党邪習市友邪	自由具主学更相田		名称	政治資金規正法第七条による届出(届)	東研一後援会	一明後援会		名称	_
横塚隆志	石下拓也	大野久方	遠藤勝見			渡邊伊作	渡邊知彦			天 野 祐 治	卯月政人	杉山肇	国田正己	滝口新一朗	郷田善臣	代表者氏名	届出事項の異動届	磯野真由樹	清 水 一 明	日下哲	代表者氏名	_
										山田善善一	白鳥晴規	奥秋保	鈴木孝昌	小林徳夫	滝口信男	会計責任者氏名		東研一	奈 良 公 男	日下理沙	会計責任者氏名	
				西八代郡市川三郷町上野一三〇-一	西八代郡市川三郷町上野一九九-一	甲府市上石田三 – 三 – 一五	中巨摩郡昭和町清水新居一一二番一	甲府市伊勢一-五-四	甲府市宝二-二七-五	大月市大月町真木二一三六	大月市猿橋町桂台一-一〇-一一	都留市大幡一一一〇	都留市中津森五二一	南都留郡西桂町小沼二〇九二	南都留郡西桂町下暮地七二二	主たる事務所の所在地		西八代郡市川三郷町岩間二五四七	上野原市上野原五一四二番地二	甲府市富士見二丁目三-一五	主たる事務所の所在地	
	令和四年九月一		令和四年四月一	十二日			令和四年八月六	十二日								異動年月日		令和四年九月二	十八日 令和四年八月二	令和四年八月十	設立年月日	
	令和四年九月一		令和四年九月一	十二日	令和四年八月二		令和四年八月八		令和四年八月五		令和四年八月五		令和四年八月五		令和四年八月五	届出年月日		令和四年九月八	十一日 令和四年八月三	令和四年八月十	届出年月日	

その他の政治団体政治資金規正法第六条第一項第一号による届出

政治団体設立届

Щ

梨 県 公

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(政治団体の区分)

旧	新	区分
Self in it is L オフーン 音	名 称	
その他の政治団体の支部	政党の支部	政治団体の区分
B	異動年月日	
日	届出年月日	

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

山梨の未来を語る会 中嶋克仁 ア	名称代表者氏名
石 井 貴 志	会計責任者氏名
甲府市相生一-一一二一	主たる事務所の所在地
令和四年五月一	解散年月日
令和四年九月五	届出年月日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

日下哲	氏名
市議会議員	公職の種類
看哲会	資金管理団体の名称
甲府市富士見二丁目三-一五	主たる事務所の所在地
日下哲	代表者氏名
令和四年八月十	指定年月日
令和四年八月十	届出年月日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

旧	新	区分					
	氏						
 	名						
本系会	#104%	資金管理団体の名称					
■ 一	- 一 西八代郡市川三郷町上野一九九	主たる事務所の所在地					
	一 二日 一 一						
日	届出年月日						

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

である。 の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

令和四年九月二十二日

一三、六九七

山梨県選挙管理委員会

委 員 長

小 宮 山 博

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超え び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 律第百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及

算して得た数) 令和四年九月二十二日 は、 次のとおりである。

一八〇、八〇一

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 小 宮 Ш

博

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであ あってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて 超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四 十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に 議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会

令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会

長 小 宮 Щ

博

五、 \equiv 六一一 四六二

 $\stackrel{-}{=}$

九三五

瓦 四、

四二四四

甲府市

富士吉田市

南都留郡 中巨摩郡 西八代郡・南巨摩郡

選挙区名

三分の一の数

〇九九

都留市·西桂町 五三〇

九八六九 六九〇 六〇九

七一一 〇九三

韮崎市

南アルプス市

大月市 山梨市

 $\stackrel{\checkmark}{=}$ =三八五 九〇二

上野原市・北都留郡 九 八八七 〇六〇

笛吹市 甲斐市 北杜市

中央市 甲州市

Щ

梨県

公

山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二

令和四年九月二十二日

山梨県選挙管理委員会

員 長 小 宮 Ш

博

エサーテ	工地上域	施
エール境川サテライト型特別養護老人ホー	エール二之宮地域密着型特別養護老人ホ	設
室特別養	日	0)
護老人	老人ホ	名
ホーム	ا د	称
笛吹市	笛 吹 市	所
境川町石橋	吹市御坂町二之宮一九六六番地	在
一 九 八	之宮一九十	地
八番地一	ハ六番地	
	1	

発行者	山梨
山梨県	梨県公報
	第三百十八号
丸の内一丁	
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和四年九月二十二日
ďп	二十二日
印刷所、株井	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
	
	Ti
	五〇四